

## EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

### 1) 件名

- ・ REACH 規則の新たな SVHC として 4 物質を追加

### 2) 内容

- ・ 2020 年 6 月 25 日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として以下の 4 物質の Candidate List への追加について公表した。

- 1-vinylimidazole
- 2-methylimidazole
- Butyl 4-hydroxybenzoate
- Dibutylbis(pentane-2, 4-dionato-0, 0') tin

- ・ 今回は第 23 次で合計 209 物質となった。

### 3) SEAJ コメント

- ・ 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。

- (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
- (2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている

- ・ 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

### 4) 添付情報・資料

- ・ なし

### 5) 関連情報

- ・ SVHC の URL

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

### 6) その他

- ・ なし